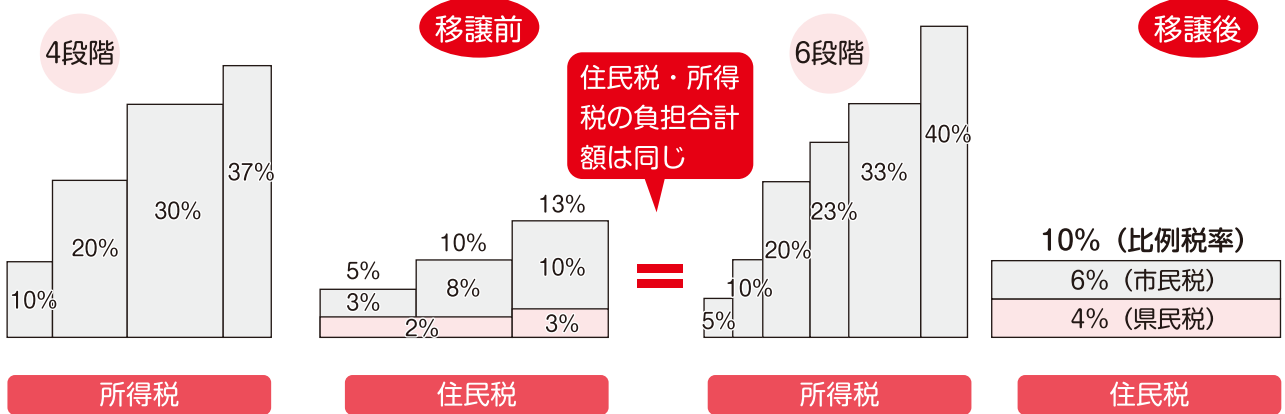


Q 税の負担は増える？ 減る？

A 税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国の所得税の税率構造も4段階から6段階へ見直されます。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられるので、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は基本的には変わりません。



税源移譲による税額負担の比較モデルケース

● <サラリーマン (給与所得者)> 夫婦+子供2人の場合 (子供1人は16歳~22歳の特定扶養親族)

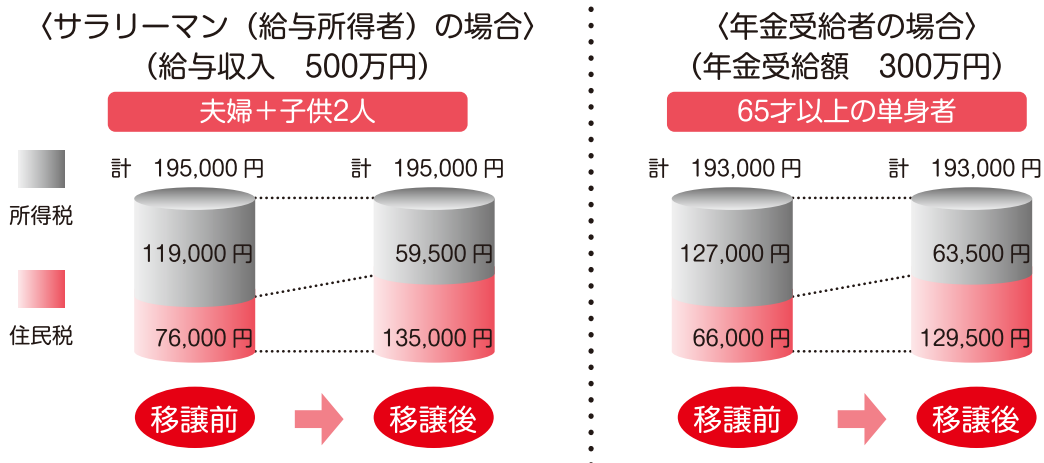
給与収入	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000	0円	
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0円	
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	0円	
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	0円	

● <年金受給者> 65才以上の単身者の場合

年金受給額	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
200万円	32,000	18,500	50,500		16,000	34,500	50,500	0円	
300万円	127,000	66,000	193,000		63,500	129,500	193,000	0円	
400万円	204,500	109,500	314,000		107,000	207,000	314,000	0円	

※ 上記の計算は課税所得が平成18年中所得と平成19年中所得で変わらない場合として計算しています。
 ※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※ 上記の税源移譲後の住民税は、「人的控除の差による減額措置」を適用しています。

● 税源移譲による所得税・個人住民税の負担増減額イメージ



注) 上記は税源移譲による税率の変更による税負担の比較です。所得の増減、定率減税の廃止や老年者の非課税措置廃止に伴う経過措置 (減額の縮減) により、その分の負担増は発生します。